

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする理由

(海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第8条第3項関連)

経済産業大臣 梶山 弘志
国土交通大臣 赤羽 一嘉

本公告に示す区域は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第八条第一項各号に掲げる基準に適合すると認められる、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であるため。